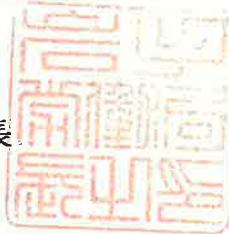


岩労発基 1213 第2号
令和5年12月13日

関係団体 各位

岩手労働局長



冬季転倒災害防止対策の継続的な取組みについて

日頃から労働行政、とりわけ労働災害の防止につきましては、特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、冬季の転倒災害の防止については、令和5年1月24日付け岩労発基0124第1号「冬季の転倒災害防止に係る「STOP!転倒災害プロジェクト」の重点的な取組みについて」により、2月を同プロジェクトの重点取組期間として取り組んできたところですが、今般、厚生労働省本省において「STOP!転倒災害プロジェクト」が終了されたところです。

しかしながら、当局管内においては冬季間の転倒災害防止は重要な課題であることから、今後は12月から翌年2月を「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、冬季の転倒災害防止に取り組むこととしたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、下記の事項の励行による冬季における転倒災害の防止につきまして、関係機関等に御周知くださいますよう、お願いいたします。

また、冬季転倒災害防止対策強化期間のリーフレットは別添のとおりですので、御活用願います。

記

- 1 安全委員会等における転倒災害防止に係る調査審議
- 2 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
- 3 気象情報の活用によるリスク低減の実施
 - (1) 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

- (2) 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- (3) 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

4 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

- (1) 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- (2) 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- (3) 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- (4) 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

5 労働者への対応など

- (1) 防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- (2) 転倒災害防止のための安全な歩き方の指導・励行
- (3) 転倒予防体操の励行

冬季転倒災害防止対策 強化期間

岩手労働局では、冬季間における転倒災害を防止するため、12月から2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定め、「いわて年末年始無災害運動」と連動し転倒災害防止に取り組みます。

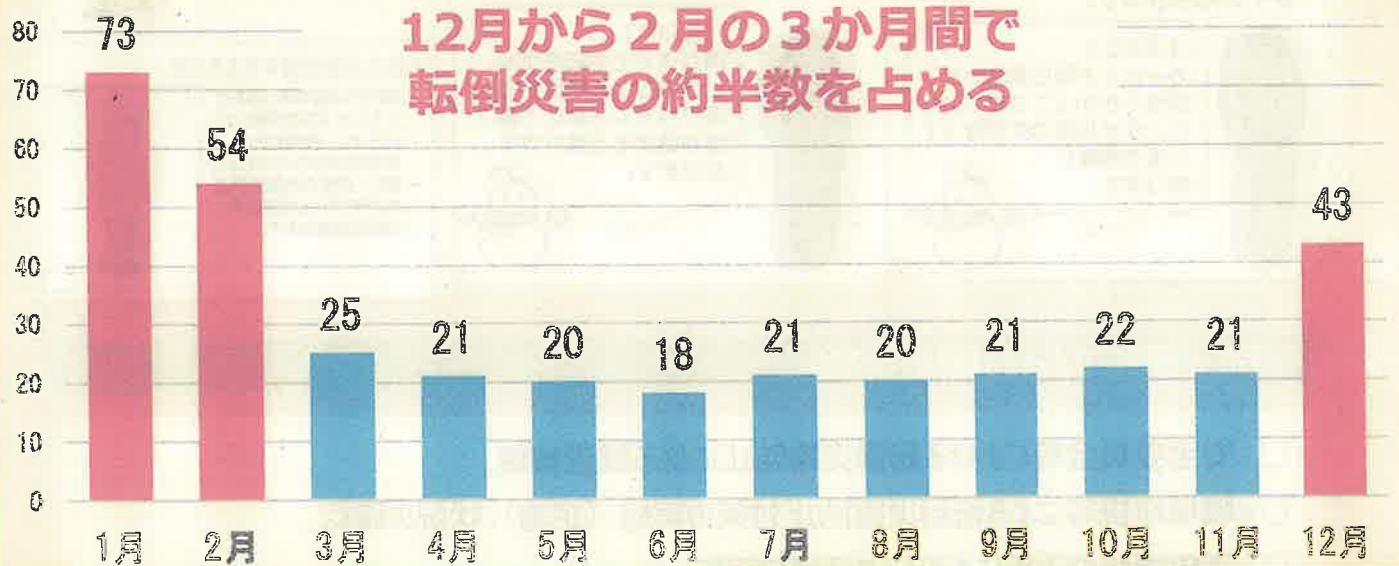


職場から転倒災害をなくしましょう！
《12月～2月は冬季転倒災害防止対策強化期間です》



岩手労働局管内では**転倒**による労働災害が最も多く
全体の約3割を占めています
特に**12月から2月**の冬季に多く発生します

岩手労働局 過去10年平均の月別転倒災害発生状況



※過去10年平均：平成25年から令和4年の確定値



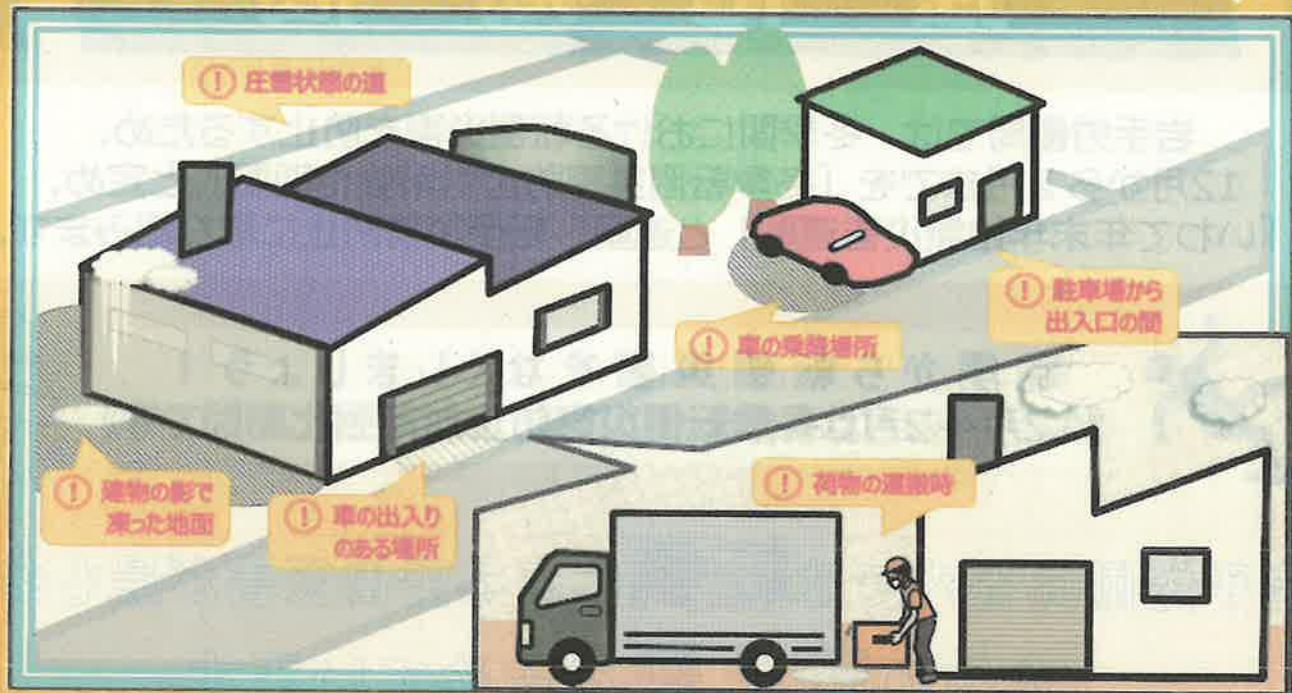
滑りにくい靴の着用



清掃・除雪の励行

冬季特有の転倒災害を防止しよう！

★ 転倒危険マップを作成しましょう



★ 滑りにくい靴を履いて安全に歩行しましょう

ピン・金具付きの靴底

金属のピンや金具が靴底に備わっており、氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。

脱着可能な靴用アタッチメントタイプもあります。



【注意点】

カーペット等に金具やピンが引っかかってつまづいたり、タイル等の床で滑ってしまう危険があります。



深い溝のある靴底

グリップ力が強いため滑りにくくなっています。

溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。



【注意点】

溝が深くても靴底が固いと「つるつる路面」では滑りやすく、また、溝に雪が詰まると滑りやすくなります。



■ 靴の裏全体を路面につけて歩く

重心をやや前におき、できるだけ靴裏全体を路面につける気持ちで歩きましょう。「つるつる路面」では、小さな歩幅で靴裏全体をつけて歩く「すり足」のような歩き方も有効です。



■ 小さな歩幅でそろそろ歩く

滑りそうな道や凍った路面の上にうっすら雪が積もったところでは、歩幅を狭くしてそろそろ歩くようにしましょう。特に、交差点や横断歩道等の滑りやすい場所を歩くときにはお勧めです。



積雪・凍結による転倒災害の防止

- 安全委員会等における転倒災害防止に係る調査審議。
- 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認。
- 気象情報の活用によるリスク低減の実施。
- 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底。
- 防滑靴の着用や安全な歩き方の指導等。

資料に関するお問い合わせ先： 岩手労働局健康安全課
各労働基準監督署



職場のあんせんサイト

